

〔 N T T 東日本 〕

< 基本的な考え方 >

今後 I P 化は加速度的に進展していくものと想定され、そうした I P 化の成果を国民生活や企業活動等に広く定着させ、多様なブロードバンドサービス等による I T 社会を実現するためには、以下の点が特に重要であると考えます。

- 1 . これまでの、移動体サービスやインターネットを始めとする多様なサービスの発展は、安定した良質な基本インフラの支えが重要な役割を果たしてきており、今後、ブロードバンドサービスを中心とした I P 化を大きく発展させるにあたって、基本インフラの重要性は変わるものではないと考えます。

基本インフラの構築や維持には今後も多大な投資、コストを要することから、既存の基本インフラを維持、活用しつつ、光ファイバ等新たなインフラに対する事業者の積極的な投資意欲を喚起する政策が重要であると考えます。

- 2 . I P 化の進展により、様々な事業者が事業規模の大小に関わらず業種の枠を超え、光ファイバ、無線などの新技術を活用しつつ、端末、プラットフォーム、ネットワーク、コンテンツなどの様々な分野で多様なビジネスモデルを駆使した競争が展開されると想定されます。

つまり、I P 市場は各事業者の創意工夫と技術開発による熾烈な競争の場となり、事業者の活力こそが市場を発展させる源であると考えます。

そのためには、料金規制、指定電気通信設備規制という従来の規制を持ち込んだり、垂直統合規制といったビジネスモデルへの規制を設けるべきではなく、原則非規制の市場とすることが必要不可欠であると考えます。

- 3 . これまで、電話は、国民の生活、財産、安全を守るライフラインとしての公共的性格をもつユニバーサルサービスとしての使命を果たしてきました。

これに対し、I P系サービスは、ベストエフォート型を指向していることから、セキュリティ、品質等の面で必ずしも保証されていません。

I P化の進展に伴い、ギャランティー型の電話網と多様なI P系ネットワークの接続が行われていった場合、エンドエンドでのセキュリティ等が守られないおそれがあることから、今後ユニバーサルサービス維持のためのセーフガードの整備が必要になり、これはI P化の健全な進展のためにも重要であると考えます。

なお、意見募集の個別項目に対する当社の考えは別紙1のとおりです。

<別紙 1 >

(1) IP化の進展がネットワーク形態に与える影響

IP化の進展は、ネットワーク形態に影響を与えられ、PSTNとIP網の並存が相当期間継続するものと考えられるか、それともIP網への移行が加速的に進展する可能性があると考えられるか。

インターネットの飛躍的拡大やブロードバンドアクセスの普及に伴い、メガ単位の情報が容易に取り扱われるようになり、回線交換からIPパケット交換へという技術動向を踏まえれば、将来的には、データトラヒックが電話トラヒックを大きく上回ると予想されます。

また、今後IP電話をブロードバンドアクセスやインターネット接続の付加的なサービスとして提供する事業者が一層増加することや、VoIP-TA内蔵型の電話機等の登場も予想されること等から、PSTNからIP網への移行が加速的に進んでいく可能性があるものと考えます。

しかしながら、現状、IP電話は110番、119番等の緊急通報や公衆電話に対応していない等、技術的・コスト的な課題により既存の電話機能を完全に代替するサービスとはなっていないこと、又、通常の固定電話で問題なしとするユーザも存在すると想定されることから、相当期間、通常の固定電話をIP電話と並存して残さざるをえないものと考えます。

物理的なネットワーク構造（バックボーン系、アクセス系）は、影響を受けると考えられるか。

今後データトラヒックが飛躍的に伸び電話トラヒックを大きく上回ると予想され、またIP網上で音声をはじめとするリアルタイム通信の技術が多数開発されつつあることを勘案すると、バックボーン系はIP網へ統合されていく可能性があると考えます。

また、IP化の進展に伴い、アクセス網のブロードバンド化、特に光化が、事業者間の競争によって一層進展していくものと考えます。

その他、IP化の進展がネットワーク形態に与える影響として、どのような事項が考えられるか。

通信の持つ公共性の観点からPSTNにおいてこれまで維持されてきた通話品質やセキュリティ等が、IP網の相互接続が進むことにより、エンドエンドで維持されなくなる恐れがあり、電気通信の安定的提供やユーザ保護の観点から条件整備を図っていくことが、IP化の健全な発展には重要と考えます。

(2) IP化の進展が電気通信市場構造に与える影響

IP化が進展し、音声、データ、映像を統合した多様なサービス提供を可能とし、また、P2P通信の登場など新たな通信形態が登場することにより、電気通信市場構造にどのような影響があると考えられるか。

急速な技術革新が進む電気通信市場においては、既に多くのプレイヤーが市場に参入してきておりますが、IP化の進展に伴い、業種の垣根を越えた新たな参入が一層増加するものと考えます。

これらのプレイヤーは、端末、プラットフォーム、ネットワーク、コンテンツなど、様々な分野における自らの優位性を活かしながら、創意工夫によってレイヤ縦断型ビジネスモデルや固定・移動統合ビジネスモデル等、多種多様なビジネスモデルを構築し、サービス面での熾烈な競争を展開すると共に、電力系事業者など多様なプレイヤーが、光や広帯域無線等の新たな技術を利用して設備構築を図るなど、設備面での競争も一層進展していくものと考えます。

このようなサービス・設備両面にわたる競争が進展する状況において、どのようなサービスやビジネスモデルがユーザを獲得できるかは、市場のメカニズムにより決定されるものと考えます。

その他、IP化の進展が電気通信市場構造に与える影響として、どのような事項が考えられるか。

P2Pなどの通信形態の登場により、様々な通信形態が混在してくると、直接、個人のPCへのアクセスが可能となるため、セキュリティ、プライバシーに与える影響が今まで以上に一層大きな問題となってくると考えます。また、違法コピー等の著作権保護の問題も更に大きくなると考えます。

(3) IP化の進展が競争環境整備の在り方に与える影響

電気通信事業分野における競争促進策として、引き続き、設備競争とサービス競争を同時に促進していくという方針で対処していくことでよいか。

進展に伴い新規性のある技術が多数登場し、多様なサービス提供が実現していくことが期待される中、競争政策として、競争中立性・技術中立性を確保する観点からどのような点に留意していくことが必要と考えられるか。

現行の競争の枠組みについて、IP化の進展により見直しが必要となる事項としてどのような事項が考えられるか。

IP化が進展する今後の競争促進策としては、設備・サービス両面について非規制とし、自由な競争の下で、各企業が自由な発想によって、多種多様なビジネスモデルを展開することが望ましいと考えます。

IP市場は既に厳しい競争に晒されており、PSTNにおける既存の各種規制を持ち込むことは、市場の活性化にあたり弊害があると考えており、具体的には、1種・2種事業区分の廃止、光ファイバー・ルータ等の指定設備からの除外等を直ちに実施することが必要と考えます。

また、こうした激しい競争が展開される分野においては、ユーザ料金は市場原理に基づき決定されていくものであることから、接続料金との関係の規制等、ユーザ料金のあり方についての規制自体、意義が希薄となっていくものと考えます。

なお、IP電話については、今後、番号付与が予定されているところですが、その普及にあたっては、別紙2のような課題があると考えます。

< 別紙 2 >

I P 電話の普及にあたっての課題

P S T NとI P 網の相互接続を進めるにあたっては、電気通信全体の信頼性確保やユーザ利便性の確保の観点から、I P 網が持つセキュリティ面の脆弱性、不完了呼の多発によるネットワークへの影響、始話・終話信号の紛失・遅延等により課金上のトラブル、発信ID情報の信頼性などの課題について十分に検証を行い、条件を整備する必要があると考えます。

更に、I P 電話を発着が可能で着番号が0 A ~ J (カテゴリ A)、発着が可能で着番号が0 A 0 (カテゴリ B)等に区分した場合、次のような課題があるものと考えます。

< 発着が可能で着番号が0 A ~ J (カテゴリ A)のI P 電話 >

通常の固定電話に付与される番号と同一体系であり、ユーザは通常の固定電話の通話品質、料金、サービスを期待しており、重要通信(緊急通話、災害時優先電話)についても当然確保されるべきものと考えます。また、P S T Nとの接続条件についても、固定電話事業者間の接続条件と同一になるものと考えます。

本形態のI P 電話については、固定電話に対する規制と同等の規制が適用されるべきであり、さもなければ、固定電話間の競争条件が歪むこととなると考えます。

< 発着が可能で着番号が0 A 0 (カテゴリ B)及び発信のみ提供のI P 電話 >

番号体系が異なること等から、ユーザにとっては通常の固定電話と異なる新たな通話サービスとして見えるものであり、原則、自由な競争により発展させていくべき市場と考えます。

仮にI P 電話事業者がユーザ利益を阻害する不適切なサービス提供を行った場合は、行政による業務改善命令はあるものの、基本的にはユーザの信頼を失うことから、市場原理によって淘汰されていくものと考えられるため、原則として規制は不要と考えます。

但し、ユーザ保護や公正競争条件確保の観点から、最低限、次の点について対応が必要と考えます。

- ・ 市場参入が容易となり事業者数が増加することにより、相互接続要望も急増すると想定されことから、今後の市場の発展を促進するためには、予見可能なルールの制定が必要。

- ・ 固定電話発 I P 電話着通話の料金設定権のあり方については、電話のような「エンドエンド」設定か、多数事業者との接続となることから「ビル・アンド・キープ」方式で「ぶつ切り」設定とするか、整理が必要であり、更に、「エンドエンド」設定の場合には、事業者間精算について多数の I P 電話事業者との間であらためて整理が必要。また、相互接続の円滑な進展を図るためには、接続手続についても簡素化が必要。
- ・ 提供事業者により通話品質に格差のあるベストエフォート型のサービスであり、ユーザが自らのニーズに合致したサービスを選択できるようにするためには、通常の固定電話との通話品質やサービスの違い（例 - 緊急通話ができない等）について情報開示が必要。例えば、いつ、誰が、どのような基準で、どのような方法で開示を行うのか、明確にすることが必要です。
- ・ 同様の情報を接続事業者等にも開示すること及び接続通話における提供責任をユーザに対して明確化することが必要。
- ・ ユーザ保護の観点から、事業者が開示した品質を第三者機関が検証する仕組みが必要。
- ・ 将来、I P 電話契約者数が増大した場合には、ユーザ利便の確保の観点から、二種事業者の接続義務や事業者の退出規制の問題、接続事業者の債権保護等について検討が必要。